

環境審査顧問会火力部会

議事録

1. 日 時：平成24年4月25日（水）14：30～16：42

2. 場 所：経済産業省別館5階 513共用会議室

3. 出席者

【顧問】

四方部会長、安達顧問、石丸顧問、市川顧問、植田顧問、角湯顧問、川路顧問、北林顧問、清野顧問、河野顧問、近藤顧問、関島顧問、中園顧問、水野顧問、村上顧問、山本顧問、渡辺顧問

【経済産業省】

吉田統括環境保全審査官、布瀬環境審査係長、橘環境審査班長 他

4. 議 題：（1）前回議事録案について

（2）環境影響評価準備書の審査について

東京電力（株）川崎火力発電所2号系列2軸、3軸設備増設計画

環境影響評価準備書

- ①準備書の概要説明
- ②住民意見の概要及び事業者の見解
- ③分科会の開催について

（3）その他

5. 議事概要

- （1）開会の辞
- （2）配布資料の確認
- （3）前回議事録案について事務局から説明がなされた後、了承された。
- （4）東京電力（株）川崎火力発電所2号系列2軸、3軸設備増設計画環境影響評価準備書について、事務局から説明資料の説明を行った後、質疑を行った。
- （5）閉会の辞

6. 質疑内容

（1）東京電力（株）川崎火力発電所2号系列2軸、3軸設備増設計画環境影響評価準備書について

<準備書の概要説明>

- 顧問 それでは、どこからでも結構ですので、御質疑をお願いいたします。
- 顧問 要約書 52 ページのコチドリの営巣が見つかったということで、環境保全措置を講じるというのは大変結構なことだと思います。ただ、ちょっと単純な疑問があるのですが、平成 22 年には繁殖に成功しているのだけれども、23 年に途中からいなくなってしまうということが書いてあるので、その原因をある程度考えないと、環境保全措置というものがちょっと変わってくる可能性があります。例えば人為的なもので放棄したのか、もしくは捕食者にやられたのか、いろんなことが考えられるのですけれども、平成 22 年の状態と 23 年の状態とどう違うのか。そうでないと、このまま環境保全措置をとっても、コチドリがもう二度と来ないというようなことにもなりかねませんので、その辺、検討していただいたらと思いました。
- 経済省 先生のご指摘に関し、どこまで事業者が把握しているかどうかについて確認いたしますので、また御報告させていただきます。
- 顧問 ほかはございますか。
- 顧問 2 点ほどありますけれども、報告の状況が複雑なので整理していただきたいのです。大気の方で、現状というのが平成 17 年から 21 年の 5 年間をもって現状とされているようですけれども、その間で、ここのどれが動いていて、どれが動いていなかったのかというのを明らかにしておいていただけますでしょうか。
- それから 2 番目に、将来ですけれども、新鋭の火力設備ということで、稼働率を上げられるようですけれども、そのかわりとして、どこか老朽化したところを抑えるというような計画をされているかと思うのですが、それがどこを減らすのかということがもしわかるのであれば教えていただきたい。以上です。
- 経済省 わかりました。検討いたします。
- あともう一つ、将来、経年火力につきましては、準備書 2. 1-2 ページに経年火力というところの表がありますが、どこをどうとめるかについては、今後の需給状態とか経年状況を見て止めるものは止めていくということなので、まだここでははっきりはしていないということでございます。
- 顧問 このあたりで抑える可能性があるということですね。わかりました。
- 顧問 要約書 1 ページ目に緊急設置電源の文章が出てまいりますね。これは環境影響面から見て、無視できるような程度のものなのか、場合によっては大きいとか、その辺のちょっと御説明を願えたらと思います。
- 経済省 ただいまの件でございますけれども、このアセス省略時のときの条件といたしまして、環境配慮に関する図書というものを事業者がつくって、説明して公開するという手順を踏んでもらっておりますので、それについては後日御説明いたします。

○顧問 要約書 102 ページに、気象観測の場所が書いた地図が載っております。高層気象観測が川崎火力から 8km ぐらい離れた場所でやられているということで、内部境界層フュミゲーションの評価という観点で見ると、この川崎火力の場所と横浜では海岸線がちょっと違う。川崎の方は、北の方にも海がありますよね。そんなことから、横浜でゾンデを上げたデータで、フュミゲーションが起きる条件を設定して、そこにかなうときだけを濃度計算して、その中で最大のものを表に出すというような形をやっておられるように見えるのですけれども、この判定の基準は、かなり内陸でゾンデを上げた時のものです。横浜では、例えば東風だと、海岸ですぐゾンデに冷気が到達するというような感じにもなります。多分、こういうときだと、今までの条件だと、内部境界層が発達しないという条件になってしまうのですけれども、これはもっと内陸へ入っていけば内部境界層は発達するかもしれないのですよ。そういうことで、横浜で測ったゾンデであらわれた条件だけで計算をしたのでは、取り逃がしが起きる可能性があると思うので、その辺をちょっと配慮して、もうちょっといろいろなケースについて計算して、安全サイドの評価をしていただきたいと思います。

○経済省 安定度を広くとってみるようなことが必要なのでしょうか。

○顧問 そうですね。広く、落としがないようにすべきです。風向きも余り横浜市にとらわれないようにしないといけませんしね。計算する数が増えますけれども、そのチェックも必要ではないでしょうかね。

○顧問 今のは、頻度の話ですか。それとも、フュミゲーション計算の条件がいろいろ変わってくるという話ですか。

○顧問 こういう方法ではかったらこうなったよというだけの話で、その中から選んで計算するのは落としがあるかもしれないので、濃度計算するのは、そこにあられない条件をも考えて評価してくださいということです。

○顧問 それでは、事業者の方からどういう条件でどういう考え方で一応計算をやったという御説明を聞いて、それに何か補足していただくということによろしいですか。

○顧問 そうですね。

○顧問 温排水の件なのですけれども、量が増えて、それで面積も増えて、包絡面積 4.4km² から 9.3 km² と倍になっていますけれども、それに対しての評価がよくわからないのです。面積が小さいということで、すべてその影響はないとしているのですか。講じようとする環境保全措置は、前と同じですよ。

○経済省 そうですね。

○顧問 それで量が増えているわけですよ。

○経済省 確かに熱量がどうしても増えますので。

○顧問 増えますよね。それに対する影響が小さいという論理づけは面積が小さいということを使っているのですか。

○顧問 影響とは何ぞやということですか。

○顧問 もともと、この準備書の要約書 77 ページに 9.3 km²にとどまるということが書いてあるので、これが一番大きな根拠かなという質問です。

○経済省 保全措置として深層取水で表層からこれぐらいの速度で出すというところがポイントですね。9.3 km²が何と比べて小さいかというのは、なかなかないので。

○顧問 前から増えているわけですよ、面積的にも。

○経済省 それは増えます。

○顧問 何か助言ありますか。影響がないというのも、最大限の努力はされているという趣旨でしょうね。

○顧問 同じく温排水なのですけれども、難しいです。なかなか 1℃の範囲。2℃がいいのか 3℃がいいのかになってくるのですけれども。そういうものがありますけれども、今まで余り影響はなかったかなと私は思っています。

それともう一つは、ここは場所が京浜運河で隣に東扇島もありますし、ほかの熱源がありますので、この熱源を考慮したような温排水の拡散予測が必要なものですから、それをちょっとわかるような形にしておいた方がいいような気がしますけれどもね。どれぐらい大きくなるのかも含めて。

もう一点は、再循環しないように深層取水にしているのですけれども、結構、上が温かくて下が冷たいような水温もなっていますので、本当にうまく下の方が取れるのか、ちょっと選択取水といいますか、どのぐらいの温度をとっているのか。うまく取水していれば、7℃からもともと減っていきますので、表面的には。選択取水の効果が少しわかれば、温排水の影響範囲が小さくなったような形になっていきますので、そういうことを影響の方に含めれば、少しいい影響といいますか、深層取水することによる総体的な熱負荷の低減が図れますので、そういうのも少し調査されたいかと思うのですけれども。

○顧問 実行可能な範囲で努力されているかどうかというところを説明願いたいということですね。よろしく。

○経済省 後日説明します。

○顧問 先ほどと似たようなところなのですが、建物ダウンウォッシュのところなのですが、準備書の 488 ページですね、ここに計算条件と結果が出ているのですが、表がありまして、そこで風向が NE（北東）、それから風速 3.1mとなっているのですが、これは計算したところ、いろんな条件で計算したら、こういうときが一番高くなったの

かということなのですか。

○経済省 その予測結果のところが、最大着地濃度が3.1と大気安定度Aのところであるということで、これは計算結果、一番高く出たときの条件でございます。

○顧問 いろんなことを計算、風向をやっていて、その結果としてこれが出ているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

今、報告書ですと、準備書ですと1条件しか出ていないので、ちょっとほかをどう設定したのかなと思ったのでお聞きします。

○経済省 準備書485ページにダウンウォッシュの手順の流れがあって、その中で風向判定等をやっておりますので、1条件だけではなく計算をしております。

○顧問 わかりました。

○顧問 よろしいですか。

○顧問 今回、大気のところを見ていると、環境基準を超えているところが幾つか出てくるのですけれども、その評価の仕方なのですからけれども、例えば要約書67ページの②の真ん中あたりに、環境基準を上回っており、発電施設の寄与率は0.1%未満という、小さいからいいでしょうという、これはそのとおりだと思いますし、環境アセスメントでこういう書き方をしている図書というのは、これはいっぱいあるのですけれども、ただ、これだとちょっと何か非常に事務的に評価したような感じになるので、やはり環境基準を超えているような地点に事業を立地するに当たっては、やはり相応の環境配慮をしているのだという、そういうところを評価に何か入れてほしいなという気がいたします。

○顧問 具体的に何か。

○顧問 例えば9ページの下から7行目とか6行目あたりに、環境基準を上回っていますと、でも発電所寄与率は0.1%ですと、だからいいでしょうということを多分言いたいと思うのですけれども、やはりそうではなくて、環境基準を上回っているような地点に事業を立地するのであるから、事業者としては相応の環境配慮していますと。その結果、0.1%になったのですという、そういう評価がやはり本来だと思うのです。

○顧問 日本一のプラントを持ってきましたというような。

○顧問 環境基準を超えるような地点につくるのだから、日本一の環境対策の設備を持ってきてちゃんとやっているのですよというような、そういうところがあれば、特に住民の方になんかにもよくわかると思うのですが。

○経済省 既に今のページの、特に66ページのところには保全措置があって、世界最高水準のコンバインドサイクルというのが載っておりますので、そういう点では書いてあります。

○顧問 それと評価が結びついていない。

○顧問 一言、十分な環境配慮、環境保全措置を施しているというような言葉が要るのではないか。

ここの文章で例えば環境基準を上回っていて、というか、この文章自身が余りいい文章ではないような気がします。環境基準を上回っていて、発電所の寄与率0.1%未満ですという、では何なのですかというふうにとれるので。

○経済省 環境基準を上回っているけれども、この環境保全措置に書かれているようなことをやってきて、世界最高水準のを使ってやったから、ここまで抑えたという。

○顧問 そうそう。そういうニュアンスが伝わる書きの方が、いい評価の仕方ではないでしょうかということです。

○顧問 いずれにしても、既に環境基準をオーバーしている場所に、わずかなものであれ、つくっていいのかという、素朴な御意見もいろいろありますので、その辺を配慮した書き方をしようということだと思いますので、御意見として伺っておきます。

○顧問 今回、方法書の時点で入っていなかった機械等の稼働に伴う騒音・振動について、生活環境保全の目的から項目に入れてくださいということで、今回予測されています。ちょっとお聞きしたかったのは、この発電所の周囲に住居系地域の指定はされていないのけれども、住居系地域でなくても、現に住んでいる実態がないのかどうかということが、今日でなくてもいいのですけれども、教えていただきたいなと思います。

なぜそんなことを聞くかということ、敷地境界のところの騒音・振動を予測評価されているのですけれども、生活環境に配慮するという言葉の中には、多分、周辺に生活の実態があるということをもうちょっと念頭に置いてということではないかと解釈しています。当然、工業専用地域で、住んでいる人は多分いないと思うのですけれども、単に住居系地域がないからということだけで敷地境界1本にしたのか、あるいは本当に住居がなかったから敷地境界のところで評価して生活環境の保全に努めたというのか、その辺がちょっと知りたかったのです。これはきょうでなくても別に構いません。まずはそれを1つ。

○経済省 これは神奈川県知事意見、大臣勧告ということで入ってきたものでございます。ちなみに住居としては、ここから約2kmの夜光の交差点あたりに住居があるようでございまして、神奈川県知事からは、地域における生活環境の保全に努めることが工業専用地域においても求められているので設定することと書いてあるところでございますけれども、先生のご質問につきましては、また後日、回答をいたします。

○顧問 なかなか難しいなと思いながら、見ていました。

もう一点、よろしいでしょうか。

○顧問 どうぞ。

○顧問 今のは要約書 84 ページとか 85 ページです。これは機械が稼働しているときの騒音の測定値と規制基準が対比された表になっています。⑦と⑧については、規制基準としては何か中途半端な数字が入っているなどお気づきになっているかと思えますけれども、この注 2 のところです。注 2 の一番最後の行を見ていけば、規制基準が工業専用地域と商業地域の平均値としたと書いてあるのですけれども、これはそもそも事業者がそうしたということではなくて、条例の方でそう定められている数字をここに出したということかなと思うのですけれども、そうでしょうか。この文章を読むと、事業者が自分で、恣意的ではないのだけれども、平均値とし、その平均値のもととなっている規制基準は、条例に載っかっている数字を使いましたと、そういうふうに読めてしまったので、確認をしたかったのです。

それで、同様に 86、87 の振動の方もそうなのですけれども、例えば 86 ページの表の注 3 です。最後のところに「基づき、工業専用地域の規制基準から 5 dB を減じた」と書いてあるのですけれども、5 dB を減じることが規制基準であるというふうにちょっと読めなかったものですから、その辺を確認だけしておきたかった。多分、これでいいのだろうとは思いますが。

○経済省 確認いたします。特に 1 番目の規制基準が工業地域、商業地域の平均値としたというのは、これは条例なのか事業者がやったのか、ちょっとこれは確認しなければいけないかと思えます。

次の、これも確認しますが、86 ページの方は、「基づきこれこれ」とやっていますので、恐らく条例がそうなっているのだと思えますけれども、これも確認させていただきます。

○顧問 ほかがございませんか。どうぞ。

○顧問 先ほどコチドリのところで話があり、私も評価すべきところがコチドリのところしかないのですが、またそこになってしまうのですが。確認なのですけれども、繁殖していた場合には、代替措置としてロープ等で立ち入りを制限するというようなことでしたが、それを具体的にどういう形でロープで立ち入り制限するのでしょうか。要は営業ポイントの周辺を小区画でロープで立入禁止にしたりとかしてしまうと、逆に捕食者に目立ちやすくなってしまったりとか、そこに人が立ち入って何か注意したりとかすると、そういった行動がまた捕食者に気づかれてしまって、捕食されてしまう件数が増大してしまうというようなことがあります。

それと、ふ化した後に、ひながそこにとどまらずに、それなりに広く分散していきますので、可能であれば、ひなの移動もフォローして、それなりに広い範囲で。こちらの厚い環境影響評価準備書の 690 ページ、691 ページを見ていただけると、特に 691 ペー

ジの方に、代替措置としてのエリアが区画で記されていて、1つは青線で囲んだ範囲が砂礫質の裸地環境を維持するエリア、緑斜線で示した範囲が緑地として整備するエリアということなのですが、何か可能であれば、青い範囲の中、よく見ると、この裸地というのは、どうも車なんかも通っていそうなエリアのようにも見えるので、そういうところは車の立ち入りを制限していくとか、ロープを一定に張らなくても車で立ち入りを禁止したりとかしていくような、そういうメッセージを出していくのはいいのではないかなと思います。

それと、あと緑斜線で示した範囲が緑地として整備するエリア、この緑地がどういう緑地なのかということを探したのですが、ちょっと書かれていないのです。具体的にそれはどういう緑地なのか。場合によっては、その緑地はコチドリの繁殖ですね、育成とかにはむしろマイナスになってしまうような緑地かもしれないので、具体的に明記されて、どういう保全措置をとればいいのかということを書かれた方がいいのではないかなと思います。

それと、最後なのですが、仮設沈殿池は、アンモニアの処理関係の施設をつくるということで、今回、採餌環境であった沈殿池をつぶすということなのですが、それに対するミティゲーションの措置が、20 m²当たりの水辺をつくるということのようです。面積的に非常に何か仮設沈殿池に対してミティゲーションの措置のエリアがかなり狭過ぎるといえるのか、それが限界なのかもしれないのですが、本当にやって意味があるのかどうかということ。それと準備書 692 ページの水辺の概念図の断面図を見ると、基本的には碎石でつくるようです。前のページの 690 ページの写真を見ると、仮設沈殿池は砂泥みたいなたまった水辺ですね。多分、こういったところにかかなり多くの無脊椎動物なんかが発生しているのだと思うのですが、これの代替措置に本当になるのかどうか。また、水の管理等はどういうふうにしていくのか。余り効果を発揮しない、むしろ作っても作らなくても変わらないような水辺をつくるのであれば、最初から考えない方がいいのかもしれないのですが、このあたりをもう少し具体的に書かれた方がいいのではないかなと思いました。

○経済省 最初の立入禁止の件につきましては、たしか周辺をロープ等により画したという、具体的にどうなっているのかというのが見えないので、これはもう少し詳しく、どのような計画かということはお示しをさせていただきたいと思います。

あと、水辺につきましても、こういう碎石がいいのかとか、その辺をもう少し具体的に、わかるように御説明をさせていただきたいと思います。

○顧問 よろしいですか。

○顧問 要約書 80 ページの生物の名前で、下の方に剣尾・甲殻類のモクズガニというの

が出てくるのですけれども、モクズガニというのは、これは甲殻類十脚目の短尾類になるのではないかと思うのです。それから、シロボヤというのは、原索動物のシロボヤというのが上に出てきますけれども、これは頭足動物ではなかったかどうかという気がします。

何か一回、ここに出てきている生物名の分類上の位置については、分類のわかる方によく一回見ていただいた方がいいのではないかなと思います。モクズガニが剣尾類——カブトガニですね、剣尾類というのは。ですので、モクズガニを剣尾類とするのは間違いだと思います。ほかにも幾つかちょっとそういう間違いがありそうな気がしますので、1回検討していただきたいと思います。答えようがないだろうと思います。

○顧問 先ほどからのNOxが環境基準を上回っているという話なのですけれども、今回の場合は、環境基準を上回っているのはNOxの濃度と騒音ですよね。NOxについては0.1%の寄与率だというように書いてあるから、私はそれでいいのではないかなというように気がするのです。0.1%なんていうのは、本当に予測の精度の範囲でもあるわけですけれども、騒音については、増加は0だというように、計算では何%というのはもちろん出てくるわけですから、何%というように書いた方がいいように思います。

それと、NOxについては環境基準は上回っていますけれども、これは5年間の平均値でやっているわけで、今回に限ってか。ごく最近では、NOxの濃度というのは年々減少傾向にあるわけで、この資料でも結局21年まで使っているわけですけれども、少なくとも21年のデータとか20年のデータを見るとクリアしているわけです、多分。というようなことを調べて書いた方がいいような気がするのです。

先ほどの0.1%の寄与率で、それでこの発電所がどういうふうな努力をしているというようなことをわざわざ書くというのは、寄与率がもっと1%とか、そういうふうな高い寄与率だったら言ってもいいかもしれないけれども、0.1%なんていうのは、本当にそこまで言うというのはどうかというような気がするのですけれども。

○顧問 僕が0.1%と言ったのは、何も大きいという話をしていてはなくて、それはそれでいいという話をしていて、どうして0.1%になったかというのは、いろんな環境対策をした結果なったのだという、そこを強調されたらどうですかという話を言ったのです。

○顧問 後半の話ですけれども、周りの環境濃度に関しては、自治体なり環境省がそれなりの評価、説明をしているものを事業者は持ってきていて、事業者単独で何年はどうのこうのというところまでは、なかなか現実的に書けないだろうと思うのです。だから、環境白書なりで書かれている文章は、そのまま持ってくることは問題ないと思うのですけれども。

- 顧問 自動車 NOx・PM 法、これで確かに PM10 と NOx の濃度というのは、ここ数年間は少なくとも減少傾向にあるというのが、ある程度常識になってきているので、そういうふうなことは言ってもいいのではないかという、そういう意味です。
- 顧問 既に環境基準をオーバーしている地点での書き方に、そういう御意見があるということではよろしいですか。
- 顧問 今川崎市で環境基準を超しているのは自排局ですよ。
- 経済省 はい。
- 顧問 それに対する影響、固定発生源からの影響は非常に少ないはずで、今度はそれに資材を運ぶとか、何かそういう車の影響がその交差点なり自排局にどれだけあるかと、そちらの方がどうかということをやったりここでは評価すべきというか、それを評価した形を表現すべきだとは思いますが。
- 顧問 そのお話は、一般局だったら運転、それから道路だったら工事車両に関してこれだけの努力をしているということですね。
- 顧問 騒音の場合も、既に環境基準 70 から 75 を超えているのはもう承知していて、これは事業者ではどうにもならない、交通の方の問題なのでどうしようもないのですけれども。例えば工事用車両が 1,000 台とか 2,000 台、3,000 台と増えても、実際には、計算上は、dB は対数圧縮してしまいますので、ほとんど 0 dB になってしまうのです。ですから、例えば交通量が 1.1 倍、つまり例えば 10 万台が 11 万台になったとしても、1.1 倍になってみてもですね、音のエネルギーは 1.1 倍なのだけれども、dB 値でいくと 0.5 以下になってしまいます。それを考えてみると、1.1 倍、1.2 倍、1.2 倍でも dB は上がらないのです。10 万台が 20 万台になって初めて 3 dB という、非常に、物すごい大きな数字になるのです。ですから、多分、どこのアセスもそうなのですけれども、工事用車両が通常の幹線道路に入っても、ほとんど整数の dB で表現すると 0 dB となってしまいます。だから、0 dB だけれども 10% 上がるよと、エネルギーとして 10% 上がるよと書いてしまうと、「ええっ、10% も上がるのか」という、逆に受け取った方がびっくりするのかなと思って、ちょっとそこは悩ましいのですけれども、大気の方が現状の環境の状態にどれだけの負荷が何% かかるかということをやっていると、騒音の方も。それは主として交通量に関係するのですけれども、10% なのだけれども、騒音値としては違う dB なのだよと、例えばそういうような表記をしてもいいかと思いますが、ただしこれはいろんな人に誤解を与えてしまうかなという懸念もあります。
- 顧問 騒音の場合に、dB で表現する以外に何かあるのですか。
- 顧問 騒音の場合、dB 以外で表現するとなると、Pa 値というので表現するのですけれども。

ども、Pa 値で表現してもいいし、Wでもいいのですね。音響エネルギーとして。でも、それはほとんど数字的に 10 の何十乗Wであるとか、何十乗というのか、マイナス何乗Wとか、そういう小さな数字になるので、余り直感的にはよくわからないと思いますので、これはちょっとお勧めできません。ただ、騒音への例えば工事車両の負荷を考えると、エネルギー的には例えば5%の増加だけれども、騒音のdBとしては0dBですと。常に0dBというのは、普通なるのですけれども、全く上がらないというわけではない。本当は上がっているのですけれども、整数で表現すると、そういうふうになってしまうということなのですね。

○顧問 環境基準は、とにかくdBですね。

○顧問 そうです。環境基準はdBです。

○顧問 だけれども、それは整数であらわすからで、整数以下で、結局エネルギーをlogとってあるだけだから、%は出せるわけですね。

○顧問 そのとおりなのです。計算上は、ちゃんとパーセンテージも出るのです。間違いない数字は出せるのですけれども、一般の方が受け取られたときに、ちょっと誤解をされてしまうかなという懸念もあるのですね。

○顧問 耳の感度はdBの世界ですか。

○顧問 耳のいい人は1dB ぐらいの違いなら、定常的に出てくる音ならわかります。ところが、こういう道路騒音のように変動するものは、3dB 変わっても余りわからないということなのです。

○顧問 耳は、そういうlogの世界のようですか。

○顧問 いや、意見ということですので、必ずしもそうしなければいけないということではありません。これまでも0で通してきましたので、それは構わないのですけれども、知っている者としては、意見としてはちょっと言わせていただいたと御理解ください。

○顧問 どうもありがとうございました。

ほかございませんか。なければ、次に進みます。

<住民意見の概要及び事業者の見解>

○顧問 この資料は、住民からどういう意見が出て、それに対して事業者としてこういうふうな見解を持っていますという説明資料です。その範囲で何か御意見なり御質問があったら、よろしく願います。

○顧問 13 ページの8番です。8番の質問の後段のところ、排ガスが飛行機に影響しないかという質問で、そういうことを評価することになっていないという御返事でしたが、実際、どうなのでしょう。発電所の上ぐらいで、どのぐらいの高さで飛行機が飛

ぶのか。実際に飛行機が飛ぶのがどうだというのはなかなか難しいかもしれないから、航空交通管制区域というのは多分高さ制限ではないかと思うので、それだったら、それを調べれば、その時点で高さはわかるのではないかと思うのですが、わかりますか。

○経済省 ちょっと調べてみますけれども、煙突の上を飛行機が飛ぶか飛ばないかとか、なかなか単純にいかないような気がいたします。航空法については、ちょっと調べます。

○顧問 ほかにはございますか。

○顧問 同じことなのですけれども、この準備書にも煙突の高さ 85m、それが航空法上の云々というように書いてありますよね。それだったら、ここで煙突を 85m以下にしないといけないというように誤解される向きがあるのではないかというように思うので、その書き方というのは考えていただきたいと。実際、今までも 200mの煙突があったりしたわけですから、航空法上、昔は赤白の色を塗ったわけですから、何らかの措置をすれば、もちろん 85m以上の煙突というのはつくれるわけではないかというように思うのですけれども。

○顧問 そういう誤解を受ける箇所がありますか。

○顧問 はい。航空法上というような書き方をしているのは、何か所かあったように思うのですけれども。

○経済省 今の御質問、航空法上は煙の影響自体は規制されているわけではないということとは、ここで書いてあるわけでございます。あと煙突の高さは、例えば準備書 501 ページで、この地域で設置可能最大限の高さは 85mというところがあって、これが航空法の話なのかどうかというのを確認いたします。

○顧問 2つほど。

1つは、光化学オキシダントについて、今後、自治体と協議しますという決定もあります。16 ページの一番下の欄、ありますね。これはちょっと、現時点でいいのですが、現在どうなっているか。この書きぶりだと、今、注意報が出た場合、どういう対応をするかということが決まっていけないので、これから協議するような書き方なのだけれども、現在どうなっているのか教えていただきたいということが1点。

それから、最後のページで、アンモニア濃度の常時監視等をしますと書いてあるのですが、私の認識では、常時監視しているところは非常に少ないだろうと思いますので、これを常時監視した場合、具体的にどういうところから持ってきてはかるのかということと、それから、はかったものを脱硝装置の運転にフィードバックするのか、その辺のことが決まっておれば御説明願いたいと。

○経済省 では確認しまして、また後日、御報告いたします。

○顧問 はい。

○顧問 2点ございまして、1点は、先ほども質問をされましたけれども、20 m²の水辺という点について、準備書 48 ページの図面の中にも、具体的にどの辺に設置する予定なのかが全然示されていないので、緑化計画のところに具体的な記載がないので、記載された方がよろしいかと。ただ、全体の図面に対して 20 m²だと、点になってしまうのではないかなという気もしますけれども、具体的な場所を明記された方がよろしいのではないかなというのが1点。

もう一点は、ちょっと気になるのは、大気側の話で、光化学オキシダントの関係なのですが、NO_x の話、0.1%の寄与率という濃度の話がずっと続いていますけれども、総排出量としては約2割増えるわけですよ。ただ、量は増えるのだけれども、濃度としてはそんなに大きい寄与はないという、そういう量の問題を評価しなくていいのかなというのがちょっと気になったところなのです。これはほかの地点にも多分影響する話になると思います。ただ、今までは、環境基準に対して、現況濃度に対して何%の 0.00 何 ppm というような、そういう非常に小さい数字の話をしていますので、それはそれでいいのですが、別の観点からすると、やはり排出総量が現況に対してプラス何割というふうな話になってくると、ちょっとまた意味合いは変わってくるのではないかなというこ
とです。評価は難しいと思いますけれども、その辺、どういうふうに考えたらいいか、ちょっと議論をする必要があるのではないかなという。コメントでとめておきますけれども、ちょっと気になるころではあります。

○顧問 できましたら総量規制との絡みで何か、今度の話で何か絡みがあるのかどうか、それをちょっと御説明願うということでどうですか。いいですか、それで。

○顧問 今、総量の話になってくると、一事業者のアセスメントの話ではなくなって、その地域全体でどうなるかとか、もっと言うと越境汚染の話とかを考えないといけないので、僕は、一事業者のアセスメントにはなかなか難しいというふうに思います。

○顧問 私がこれをわざわざ言った一つの背景というのは、住民意見として、やはり総量が増えるではないかという意見があることと、それから、光化学オキシダント、NO_x や炭化水素の排出規制をしても、オキシダントの濃度はなかなか落ちないという、そういう別の側面があるわけですね。その辺との関係で、住民意見に対する回答として、もうちょっと回答のしようがあるのではないかなという、そういう意味合いで、単純に濃度だけの議論ではなくて、総量は増えるけれども、このくらいしか寄与はなくて、ただ、光化学オキシダントとしては濃度はなかなか下がらないのだよという、そういうコメントを、逆に住民に対する意見のところでは事業者が説明をした方がいいのではないかなという気がしますけれどもね。

○顧問 いろいろ専門家がしっかりしたバックアップをしない限り、事業者がそういう書

き方をするのは難しかろうと思いますよ。今の話について、もし総量との絡みで何かお話があれば御説明願うということで。